

# 原産地証明書(CO)の電子化

- 我が国が締結する多くのEPAでは、原産地証明書（CO）の発給について、第三者証明制度が採用されている（自己申告制度のみを採用している一部EPAを除く）。
- 現在、COは原則、輸出国発給機関等から紙原本で輸出者に発給され、輸入者に郵送された後、さらに輸入者から輸入国税関に紙原本を提出している。事業者の利便性向上のため、8つの協定（※）において、COのPDF発給を実現しており、日モンゴルEPAに基づくCOを2025年5月からPDF発給に切り替える予定。

（※）日インド、日オーストラリア、日タイ、日チリ、日ベトナム、日マレーシア、AJCEP（ベトナム・マレーシア 向け）、RCEP

- さらなる利便性向上のため、2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの間で、COの電子データ交換の導入に向けて協議を開始。日インドネシアEPAについては、2023年6月から運用を開始し、日タイEPAについては、2025年9月以降の導入に向けて調整を進めている。
- COの電子データ交換では、COは輸出国発給機関と輸入国税関との間で直接受渡しが行われる。これにより、紙原本は勿論、PDF発給されたCOよりもさらに迅速なやりとりが可能となり、COの真正性が確保される。

